

器具・容器包装製造事業者の届出制度①

○現在、食品衛生法においては、地方自治体が器具及び容器包装の製造事業者を把握する仕組みはないが、ポジティブリスト制度においては、全物質を検査することは現実的ではなく、適正な原材料を使用し適正に製造管理しているかを確認することにより、監視指導を行うことが効果的であると考えられる。

このため、地方自治体が器具及び容器包装の製造事業者を把握するため、届出等の仕組みが必要である。

「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会とりまとめ」より抜粋



法第57条（新設）

営業（第54条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

（公衆衛生に与える影響が少ない営業）

令第35条の2 法第57条第1項に規定する公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 食品又は添加物の輸入をする営業
- 二 食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業（食品の冷凍又は冷蔵業を除く。）
- 三 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業
- 四 器具又は容器包装（第1条に規定する材質以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）の製造をする営業
- 五 器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業



令和3年6月1日より、ポジティブリストの対象となる器具・容器包装の製造事業者については届出制度の対象となる。

器具・容器包装製造事業者の届出制度②

食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)

第70条の2

- ① 法第57条第1項の規定による営業の届出をしようとする者(以下「届出営業者」という。)は、次に掲げる事項を記載した届出書を施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。
- 一 届出者の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日及び住所(法人にあつてはその名称(ふりがなを付す。)、所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す。))
 - 二 施設の所在地(自動車において営業をする場合にあつては、当該自動車の自動車登録番号)及び名称、屋号又は商号(ふりがなを付す。)
 - 三 営業の形態及び主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装に関する情報
 - 四 食品衛生責任者の氏名(ふりがなを付す。ただし、令第一条に規定する材質が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。)

施行通知(令和元年12月27日 生食発1227第2号)

第2 営業届出に関する事項

2 営業届出制度の運用上の留意点

- エ 器具又は容器包装(施行令第1条に規定する材質の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。)の製造をする営業については、営業届出の対象とすること。なお、これらの営業者は、先行通知の別添中の第1の2の3のロ(1)iiiにおいて示した営業者と同一の範囲であること。

※施行通知(令和元年11月7日 生食発1107第1号)別添中の第1の2の3のロ(1)iii

本基準の対象となる営業者は、器具(部品を含む)を製造する営業者及び食品又は添加物を製造する営業者に納入される直前の容器包装を製造する営業者であること。また、器具又は容器包装の製造が委託されている場合は、器具又は容器包装の製造を別の器具又は容器包装の製造者に委託する者及び委託先ともに対象となること。

容器包装の製造事業者の考え方

概要

- 「容器包装」は、食品製造事業者(及び容器包装販売事業者)に納入される直前のものをいう(ただし、食品製造事業者が原材料を購入して自身で容器包装を製造する場合は除く)。
- 容器包装の製造が他の事業者に委託される場合、委託元及び委託先ともに「容器包装製造事業者」とする。ただし、委託元の事業者が製品の企画・設計のみを行う場合は、その直前の事業者を「容器包装製造事業者」とする。
- ポジティブリスト制度の対象となる材質(合成樹脂)が使用された容器包装を製造する者を、製造管理及び届出の対象とする。

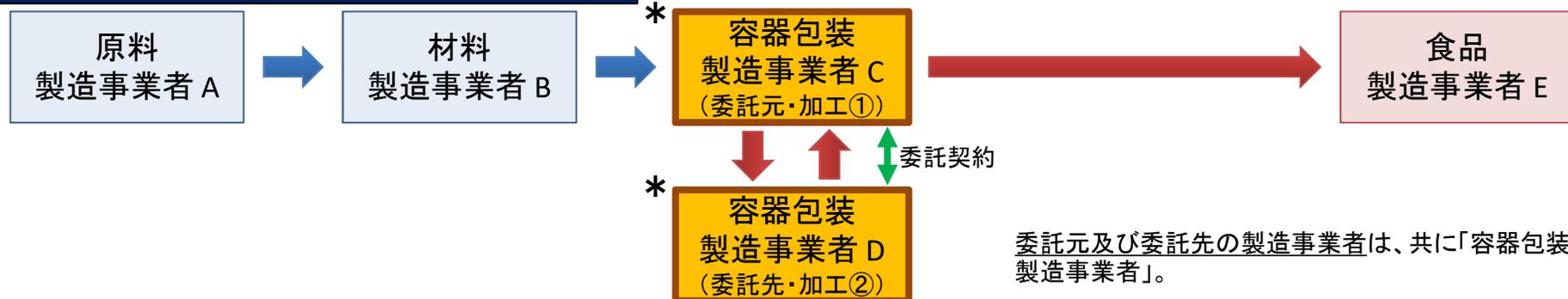
他の事業者が製造した材料を購入して加工する場合

* : 製造管理及び届出対象事業者(合成樹脂を使用する場合に限る)



製造工程の一部を他の事業者に委託する場合

⇒「容器包装製造事業者」は委託元・委託先

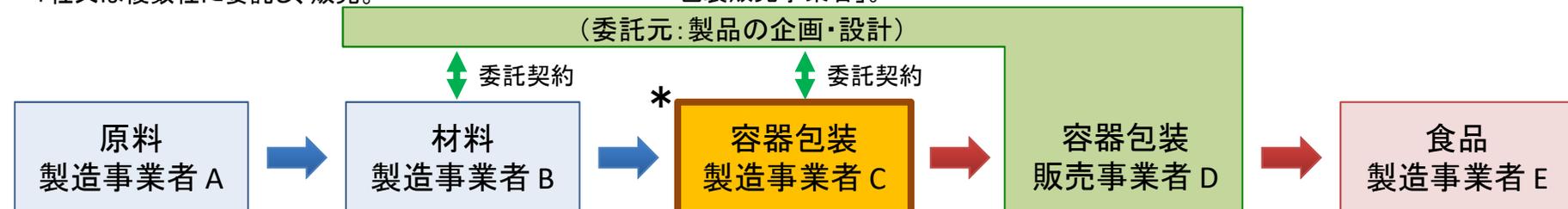


製造工程のすべてを他の事業者に委託する場合

⇒「容器包装製造事業者」は委託先

例) 製品の企画・設計のみ行う事業者が、製造を1社又は複数社に委託し、販売。

製品を企画・設計のみを行う事業者は、「容器包装製造事業者」ではなく、「容器包装販売事業者」。

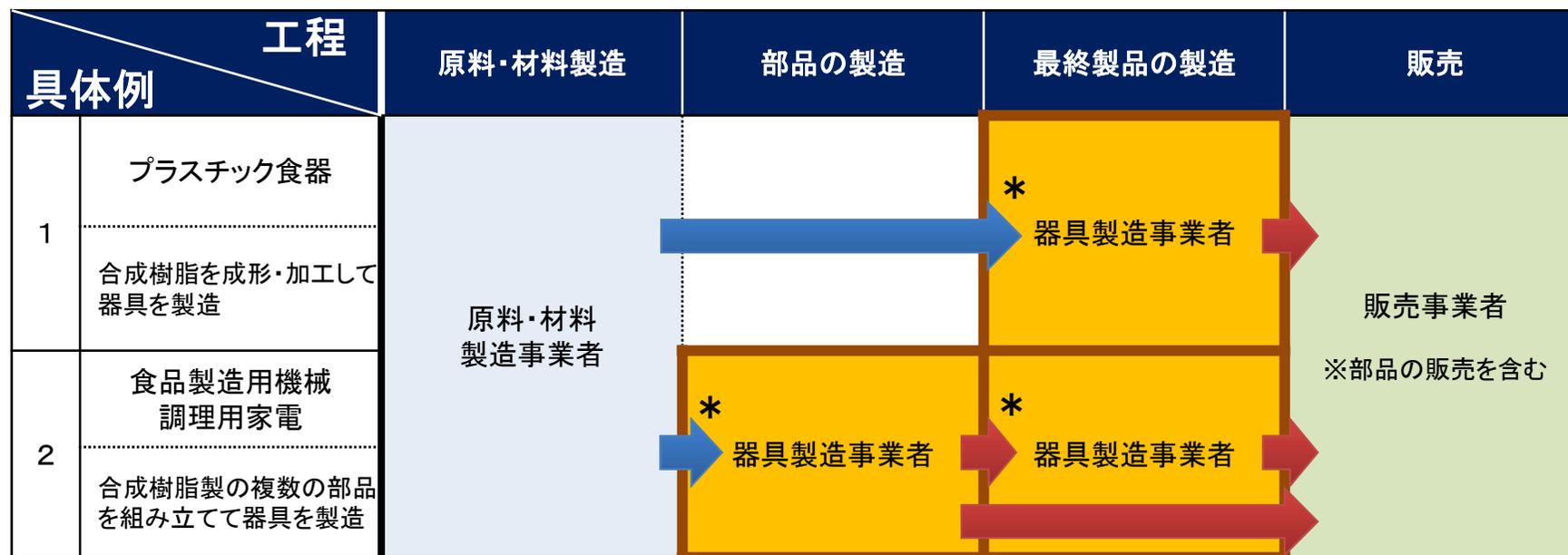


器具の製造事業者の考え方

概要

- 食品製造用機械や調理用家電等の器具は、部品及び最終製品の両方を「器具」として整理する。
- 最終製品を製造する者だけでなく、部品を製造する者も、「器具製造事業者」とする。
- ポジティブリスト制度の対象となる材質（合成樹脂）が使用された器具を製造する者を、製造管理及び届出の対象とする。

* : 製造管理及び届出対象事業者（合成樹脂を使用する場合に限る）



※ 上記のケースは例示であり、原則的な考え方を示したものの

※ 委託製造が行われる際の考え方は、容器包装の場合と同様